

令和元年第6回玉名市農業委員会総会議事録

令和元年10月7日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	7番	下川 安	8番	船津 和利	10番	田上 一
12番	中島 浩輔	14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏
17番	永田 眞一	18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘		

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

6番	縄田伊知郎	9番	澤村 哲志	11番	福田 友明	13番	小川 信孝
----	-------	----	-------	-----	-------	-----	-------

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推3	松本 恒幸	推4	土田 健一
推5	小山 勝男	推7	増本 龍雄	推9	橘 一輝	推10	栗田 稔
推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美	推14	永田 光秀
推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推18	坂本 修	推19	平野 秀正

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推6	森川 正志	推8	岡村 栄一	推17	中山 一久
----	-------	----	-------	-----	-------

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西川慶一郎	係長	竹森 明德	参事	松倉 司
主査	前田 稚子	主事	村上 寛子				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

議 題

第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
第42号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

第26号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
第27号 農地の形状変更届について
第28号 許可不要転用届について
第29号 非農地証明願いについて

1. 開 会

○事務局長（小山 博君） 皆さんこんにちは。定刻少し前ですけど、本日出席予定の委員の皆さんお揃いですので、ただいまから始めさせていただきます。

本日は農業委員総数19名のうち、6番縄田委員、9番澤村委員、11番福田委員、13番小川委員から欠席の届け出があっており、15名の御出席でございます。また、最適化推進委員総数19名のうち、6番、森川推進委員、8番、岡村推進委員、17番、中山推進委員から欠席の届け出があっており、16名の御出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和元年第6回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず永田会長より御挨拶をいただきまして、引き続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） 改めまして皆さんこんにちは。稲刈りもぼちぼち始まっておりますけれども、ここにきてまた台風19号が発生しております。また進路を予想してみますと、前回ひどい目に遭った19号と全く同じような感じを受けておりまして、非常に心配しております。今現在でも18号で圃場を見ても、倒伏の被害もかなりでしております。そして、この時期になってウンカも非常に発生しておりますので、大変心配しておるところでございますけれども、今後の圃場の見回りとか、ぜひひとつ頑張って努めていただきたいと思います。1日でも早いほう、1時間でも早いほうがいいと思います。私自身もこの前、全然そういう景色も見えませんでしたけれども、ちょっとだけ入ったのですぐ粉を周囲から攻撃しまして、そのあとドローンでまた攻撃をしていただきましたけれども、何か今のところ止まるところでございますけれども、皆さんもぜひひとつ注意して、あとの圃場整備をよろしく願いしときます。

-----○-----

3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。

本日の議案は、議第39号より議第42号までの50件と、報告第26号より第29号までの56件が提案されております。慎重な御審議よろしく願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、14番高田委員、15番吉田委員にお願いい

たします。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べたうえで御発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

議第39号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

議案1ページをお願いいたします。

議第39号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和元年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、神戸市と河崎の申請人で、河崎の畑52㎡外1筆、計183㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2番、大浜町の申請人で、大浜町の田2,015㎡外1筆、計4,311㎡を相手方の要望と経営拡張のため使用貸借権を設定するものです。

3番、熊本市と伊倉北方の申請人で、伊倉北方の畑773㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いいたします。

4番、伊倉北方の申請人で、伊倉北方の畑360㎡外1筆、計1,124㎡を農業者年金受給のため使用貸借権を設定するものです。報告第26号41番と関連しております。

5番、寺田と田崎の申請人で、田崎の畑759㎡外1筆、計977㎡を労力不足と経営拡張のため貸借権を設定するものです。議第39号6番、7番と関連しております。

6番、津留と田崎の申請人で、寺田の畑725㎡外1筆、計1,658㎡を労力不足と経営拡張のため貸借権を設定するものです。議第39号5番、7番と関連しております。

7番、寺田と田崎の申請人で、田崎の畑856㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。議第39号5番、6番と関連しております。

8番、石貫の申請人で、石貫の田2,028㎡を労力不足と経営拡張のため貸借権を設定するものです。議第39号9番と関連しております。

3ページをお願いいたします。

9番、石貫の申請人で、石貫の畑241㎡を知人へ贈与するものです。議第39号8番と関連しております。

10番、岱明町の申請人で、岱明町上の田962㎡外1筆、計3,085㎡を子へ贈与するものです。

11番、横島町の申請人で、横島町大園の畑366㎡を親戚へ贈与するものです。

以上11件、合計15,602㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し御提案しております。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。事務局の説明が終わりました。それでは、受付番号1番から順に委員の説明をお願いいたします。

また、続けて説明いただく場合は、そのまま続けてお願いいたします。

それでは、1番からよろしくをお願いいたします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番の案件について説明いたします。

譲渡人は、現在神戸に住まれており、管理ができない。譲受人は、自宅の前の土地であり、経営拡張です。下限面積も満たしており、許可相当と思います。

審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、2番お願いいたします。

○推3番（松本恒幸君） 推進委員3番、松本です。2番の案件について御説明いたします。

貸人と借人は兄弟であります。貸人のほうは、相手方の要望、また借人は経営の拡張ということで、下限面積も今回取得することによってクリアしますので、許可相当と判断いたします。

どうか御審議よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番お願ひします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。3番の案件について説明いたします。

場所は、玉南中学校の東側で、譲受人が後継者として、大分畑を拡張しております。そして譲渡人の畑もすぐ隣でございますので、労力不足ということでございましたので、譲受人のほうは拡張ということで、何ら問題ございません。

4番の案件について説明いたします。

4番については、農業者年金受給のためということでございますので、何ら問題ございません。

5番から7番に続けていきたいと思っております。

5番の案件は、賃借人が農業を拡張したいということで、そこら一帯の労力不足というところを、その人が5番、6番については5年間の借地契約ということでございます。

7番については、売買契約ということでございますので、下限面積は今のところ3反ちょっとですが、みんな足せば5反以上になりますので、許可相当と思っております。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございます。

それでは、8番お願いいたします。

○推9番（橘 一輝君） 推進委員番号9番の橘です。案件番号8番と9番について説明をいたします。

8番は、5年間の賃貸契約ということで、貸人のほうは労力不足、借人のほうは経営拡張ということでございます。

9番については、知人関係で、譲渡人から贈与するということでございまして、8番、9番合わせますと下限面積もクリアいたしますので、問題ないと判断し、許可相当と思っております。

よろしくようお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、10番お願いいたします。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員10番の栗田です。10番の件に関して説明いたします。

譲受人と譲渡人は親子で、子への贈与ということで、特に問題ないと判断しました。審議方、よろしくようお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

それでは、11番お願いいたします。

○推14番（永田光秀君） 推進委員14番、永田です。11番の案件について説明いたします。

譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲受人に対しての贈与になりますので、何ら問題なく許可相当だと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございます。

委員の説明が終わりましたが、皆さん、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長(永田知博君) 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第39号農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長(永田知博君) はい、ありがとうございます。異議がないものと認め、議第39号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第40号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。議第40号は、受付番号3番に始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長(小山 博君) 事務局の小山です。4ページをお願いいたします。

議第40号農地の転用許可申請について。農地法第4条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が河崎の田340㎡で、転用目的は農家住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が六田の田369㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が大浜町の田1,251㎡で、転用目的は、農漁業倉庫及び海苔加工工場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住する者の日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

以上3件、合計1,960㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る10月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(永田知博君) はい、どうもありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号1番及び受付番号2番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

1 番、どうぞ。

○推 1 番（水本信之君） 推進委員 1 番、水本です。1 番の案件について説明します。

場所は玉名平野土地改良区の西側で、県道拡張による立ち退きによる農家住宅の申請です。事業面積は 3 4 0 m²、給水は市水、生活雑排水は公共下水道に排水、雨水は四隅に浸透枡を設け、隣接する水路に流出させます。周りは申請者の土地で、他に迷惑をかけることもなく、現地調査の結果、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2 番お願いします。

○3 番（赤松繁之君） はい、農業委員 3 番の赤松です。2 番の案件について説明いたします。

2 番の件は、申請人は会社員で、所得の安定化を図るため、今、流行のペット共生のアパートを経営するための申請だそうです。場所は、春出ループ橋南側で、北と西側は市道が通り、南側は宅地、東側は農地です。道路側以外は境をコンクリート擁壁で囲み、少し盛土をするそうです。建物は木造 2 階建て 1 棟で、1 LDK を 2 戸、2 LDK を 2 戸。給排水は、市道より上下水道管を引き込み接続利用、雨水は南側の側溝を利用して排水、東側農地には十分配慮することと、都市計画区域内でもあり、現地調査の結果許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、ここで事務局より、受付番号 3 番につきまして、始末書を読み上げていただきます。

事務局、よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 3 番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、今、事務局の始末書の朗読を終わりました。

引き続き、受付番号 3 番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

3 番、どうぞ。

○推 3 番（松本恒幸君） 推進委員 3 番、松本です。3 番の案件について御説明いたします。

ただいま始末書の朗読もありましたように、本人としましては、その許可を受けるといふ法的な知識がなかったということで、本人としても大変反省しており、今後こういうことのないように十分注意いたしますということです、これも昭和 6 3 年ぐらいの話であって、この土地も農振地除外のところでもあります。そういうこともありまして、十分反省しておりますので、どうか皆様方の寛大なる審議をいただきまして、許可をお願いするところでございます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

委員の説明が終わりました。皆さん、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○推18番（坂本 修君） 推進委員18番の坂本です。例えば始末書がでますよね。それは本人が気付いたんですか。誰か見てまわってこれはいかんぞて、どっちからですか。本人が気付かんけん、それは分かります。でも、それに気付いたのは誰が気付くとですか。農業委員がまわって気付いたとか、本人が、ああ、やっばいかんだったねて思うて申請ば出すとですか。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。このような気付きというのが、やはり転用の申請等が発生したときに、改めて気付くケースがやっぱり一番多いです。もちろん本人申請ですけど、やはりそういうことですね。大きく言えば、本人がここで申請時にこういうことが発生したときに気付くというのが、一般的には多いケースであります。

○推18番（坂本 修君） 分かりました。やっぱり本人が気付かんならですね。ここは誰がどがんじゃなかつですよね。何十年てうちあたりもそれはあるかもしれんです。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。私のほうからちょっと説明させていただきますけれども、今回の申請における、どのようなことで気付いたかということなんですけれども、先ほど説明があったとおりですね、今回の転用申請地に隣接する転用者の自宅がございます。今回この自宅の建て替えをするに当たって、一部この申請地に食い込んでるといふか入ってるところがございますして、自宅を建て替えする際に、まだ今回の申請地の部分が宅地転用されていないということが分かりまして、改めて手続きをとってるケースでございます。

今回のようなケースが、始末書が出てくる案件についてですね、よくあるケースでございます。何かをしようとしたときに地目が変わってなかったということで、追認の転用申請をあげてくるケースが多いのかなというふうに思っております。

○議長（永田知博君） やっぱり売買なんかで気付いたりですね、そういうふうなあれは結構できますので。昔の話だと、やっぱり親の代とかじいちゃんの代とか、その頃もう既に転用したりして、そのじいちゃんの家が孫の代になってですね、「あら、そうだったつかい。これはまだ農地のままじゃないか。」と聞いて気付いて、そういう申請が今になって出てくるわけですたいね。今度もやっぱりそういう感じですよ。

はい、どうも貴重な御質問ありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） ほかに御質問、御意見がないようでございますので、採決に移ります。

議第40号農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員 挙手)

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第40号については、許可することに決定いたしました。

○議長（永田知博君） 次に、議第41号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議第41号は、受付番号1番及び受付番号5番に始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いします。

議第41号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和元年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が岩崎の畑676㎡外1筆、計1,095㎡で、転用目的は植木の移植用地です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が岩崎の畑294㎡外3筆、計2,262㎡で、転用目的は仮設事務所及び駐車場への一時転用です。一時転用の期間は、令和元年10月15日から令和4年10月6日までとなっております。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が立願寺の畑141㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

6ページをお願いします。

4番、申請物件が築地の田492㎡外1筆、計2,268㎡で、転用目的は共同住宅2棟です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

5番、申請物件が滑石の田703㎡外1筆、計1,529㎡で、転用目的は農業用倉庫及び農業用資材置場です。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となる

ところですが、転用目的が農業用施設であることから例外的に許可は可能となっております。報告第26号42番と関連しております。

6番、申請物件が伊倉北方の畑383㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、概ね300m以内にJRの肥後伊倉駅が所在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。報告第26号41番と関連しております。

7番、申請物件が大倉の畑307㎡外1筆、計452㎡で、転用目的は個人住宅及び進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

7ページをお願いします。

8番、申請物件が岱明町野口の田645㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2以上の公共施設が存在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

9番、申請物件が岱明町西照寺の田452㎡外20筆、計18,922㎡で、転用目的は資材置場です。農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、現在農振除外の公告縦覧中です。除外後の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

10番、申請物件が岱明町三崎の畑1,304㎡外2筆、計3,129㎡で、転用目的は太陽光発電施設及び進入路です。農地区分は、概ね300m以内にJRの大野下駅が所在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

8ページをお願いします。

11番、申請物件が岱明町鍋の畑252㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

12番、申請物件が横島町横島の田1,063㎡で、転用目的はA重油供給所です。農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、現在農振除外の公告縦覧中です。除外後の農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設面積の2分の1を超えないことから、例外的に許可は可能となっております。

13番、申請物件が天水町部田見の畑491㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、ほかに適当な場所がないものと判断しております。

14番、申請物件が天水町立花の畑533㎡で、転用目的は駐車場です。農地区

分は、概ね300m以内に玉名市役所天水支所が所在する区域内にある農地であり、第3種農地と判断しております。

以上14件、合計33,165㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。

去る10月3日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。それでは、ここで事務局より、受付番号1番につきまして、始末書を読み上げます。

事務局、よろしくをお願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。始末書の読み上げが終わりましたけれども、引き続き受付番号1番につきましては、委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番、2番の案件について御説明いたします。

1番についての転用目的は、ホテルの増築に伴う植木の移植ということで、転用面積は1,095㎡、給排水計画はありません。上下水道は引かない、汚水は出ない、雨水は自然浸透、転用農地が2筆あり、それぞれ高さが違うので、高い樹木は土地の低いところへ、低い樹木は土地の高いところへ植樹する。賃貸期間は35年、現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断します。

2番の案件について説明します。

転用目的は、ホテルの増築工事を施工する会社の現場、仮事務所及び駐車場、事業面積は4筆で2,262㎡、仮設事務所は1棟が168.42㎡の2階建てです。プレハブ倉庫9.9㎡を2棟建てるそうです。敷地全体に15cmほどの砂利を敷き、駐車場及び重機転回場所及び建設物の資材置場とする。2筆459㎡は駐車場として利用する。給排水計画は、玉名市公共上下水道を利用し、一時転用後は上下水道は掘り下げて安全に撤去する。汚水は玉名市の公共下水道を利用する。汚水管は一時転用後掘り上げて完全に撤去する。一時転用後は砂利などを含め20cmほど取り、上下水道管を掘り下げて完全に撤去したのち、トラクターで耕し返却する。一時転用期間は3年です。

現地調査の結果、何ら問題なく、本件については許可相当と判断いたします。以

上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。1番、2番、説明いただきました。それでは、3番よろしく願いいたします。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番の赤松です。3番から4番について説明いたします。

3番の案件は、申請人は市内のアパート住まいで、子どもの成長で手狭になったために個人住宅をとの思いからの申請で、20年契約で借り受けての計画だそうです。場所は疋野神社の正門西側で、北と西と南は住宅で、東側は玉名市の里道です。建物は木造2階建てで、給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は雨水桝で集めて里道の側溝へ接続放流だそうです。周りには農地はなく、個人住宅の人には説明済みで、現地調査の結果、何ら問題なく許可相当と思います。

続きまして、4番の案件です。申請人は、借家収入で所得の安定化を図るための申請で、西と北側は住宅と駐車場、南側は市道、東側は雑種地です。造成はコンクリート擁壁で囲んで、土砂の流出を防いで盛土をするそうです。建物は木造2階建て2棟、2LDK20戸分だそうです。それと駐車場40台分。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は道路脇に側溝を新設して、水路に接続して放流するそうです。周りに農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

3番、4番について説明していただきました。

それでは、事務局より、受付番号5番につきまして始末書を読み上げます。

事務局、よろしく願いいたします。

○参事（松倉 司君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局より受付番号5番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

引き続き、受付番号5番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推2番（植野 司君） 推進委員2番、植野です。

案件5番、賃借人は蓮根を生産して、ほかの農家の蓮根を買って販売する会社です。転用目的は、農業用倉庫及び農業資材置場です。給水はボーリングです。蓮根を洗ってでる泥水は、ため池を造って沈殿させて、浄化した水は農業用の排水溝に流すそうです。近所の農家には迷惑をかけないということです。雨水は自然浸透だそうです。許可相当と判断しました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、受付番号6番から受付番号14番まで、順次委員の説明をお願いいたします。

6番からどうぞ。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。6番の案件について説明いたします。

6番の案件は、個人住宅ということで、所有権移転の案件でございます。娘さんの御主人が退職されて、福岡に住んでおられますが、こっちに帰って来られる予定です。両親も高齢で介護が必要となる状況が始まったということで、実家には妹さんがおられますが、妹さん1人ではちょっと面倒見きれないということで、実家のそばにということで、この用地に宅地を設けるということでございます。

ここは、場所としましては、玉名市四本木団地の東側の高台でございます。周りにはみかん畑でございますが、一番高い所でございますので、排水等はすぐそばに市道が通っておりまして、側溝もちゃんと完備してあります。敷地の面積は383㎡でございます。そして、建物の面積は111.58㎡でございますが、車の駐車場等ありますので、383㎡を使用するということでございます。給水については、一番高台でございますので、敷地内にボーリングをして井戸を造るということでございます。そして、雨水、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて、処理後側溝に流すということでございます。

周りにはみかん畑でございますが、土砂の流出等がないようにということで、一応確認いたしましたところ、許可相当ということで判断いたしました。

7番の案件について説明いたします。

7番の案件は、会社勤めでございますが、将来子どもができて今のアパートでは手狭ということで、208号線沿いにということで、宅地申請を出しておられます。ここは2階建ての建物でございますが、307㎡でございます。そして、ここはですね、道路から大体1m弱ぐらいの高さがありまして、周囲に土砂の流出等がないようにということで、5段ぐらいのブロックで全部囲うそうでございます。

それから生活排水については、合併浄化槽を設けて側溝に流すということでございます。給水については玉名市の水道を引き込んで利用するというところでございます。ちょっと高くなってるところでございますので、車の進入については、道路と平行にするとちょっと高さがありますので、駐車場はちょっと斜めにしたような形で、3台ほどの車が止められるような形で、駐車場を設けるということでございます。周りを全部ブロックで囲うということでございますので、土砂の流出等もないということで、判断いたしました。それで許可相当と思います。

よろしく願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番お願いします。

○10番（田上 一君） 10番、田上です。8番の案件を説明します。

場所は、まだ完成はしておりませんが、岱明町野口の木船地区の都市計画道路と里道に面したところになります。現在、譲受人は夫婦で玉名市松木の借家に住んでおられますが、将来を考えて個人住宅を計画されたものです。転用面積は少々広く感じる部分もありますけれども、何しろ北側に法面部分が53.6㎡、進入路部分が32.1㎡、駐車場は37.5㎡とありますので、申請の広さとしては相当かと思いました。

また、給排水計画としては、里道のほうに玉名市の上下水道がきておりますので、そちらのほうに接続させてもらうとのことでした。また、被害防除計画としては、一部を盛土はするけれども、北側の法面の部分を十分注意し、厳重にやるとのことです。それにまた南側はブロックを設置して、都市計画道路や周辺の農地に土砂等の流出がないように、十分注意して工事をするとのことでした。また、予定しておられた建築物も平屋なので、なるべく北側のほうに建てて、隣接農地等に迷惑をかけるないように注意しますとのことでしたので、問題はないかなと思いました。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番について説明をお願いいたします。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員10番の栗田です。9番の件について説明いたします。

賃貸借となって、土木舗装工事を主に国交省認可の建設業者が利用するというところで、この場所としては国道208号線沿いの西照寺交差点から400mぐらいの地点です。それから国道から南側というところに資材置場をということです。転用目的にありました資材置場が主に採石のストックと、それから建設機械ですね、これが約40台近くあるのかな、あそこは。そういう場所で、手狭になったための設置になっております。

それから、その中で9,000㎡ぐらいかな、それと4,300㎡かそのぐらいが道路とその採石の道路を含む機械置場、それから資材置場、そういったやつで利用するということだったです。それから、次に給排水については、給水はないということ。それから、排水については自然浸透ということで、そのサイドにですね、水路があるのをちょっと変更した形をとって、やるということ聞いております。それから生活排水はなしと。それから、そういった防除をするに当たって、被害防除計画というのは、造成中の被害、それから土砂、堆積物等の流出ですね、そういったことのないように注意しながらやるということでございます。それから、もし問題が発生の場合は、会社のほうで責任を持って行うということを確認しております。そういった関係で、特別な問題は発生しないと確認の結果判断しました。

この件に関しては審議をよろしくお願いします。

それから10番についても引き続き説明させていただきます。10番の件は売買です。譲受人は、会社が太陽光発電施設を設置して売買するというような会社です。場所としては、JR大野下駅北東側150mぐらいですかね、会社が買い取り、売却するというので、特別問題は発生しないと考えます。

それから、ここも同じく給水なし、排水は自然浸透。あと、問題発生の場合の管理は、会社が責任を持って行うということを確認しましたので、特別こちらのほうも問題なし。相当共に問題なしと判断しました。あと、農業委員会のほうの審判を伺いたいと思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番よろしくお願いたします。

○推13番（徳井勝美君） はい、推進委員13番、徳井です。11番の案件について説明します。

使用貸人と使用借人は親子です。許可を受けようとする土地の所在地は、玉名市岱明町鍋です。地目は畑です。転用面積は252㎡で、現在は休耕地になっております。転用の目的は、木造2階建ての個人住宅です。延べ床面積は95.23㎡です。給排水計画は、公営の水道により給水するということです。それと生活雑排水、汚水については、公共の下水道に放流するということです。雨水については、側溝が通っておりますので側溝に流すということです。被害防除計画、現在の畑の地盤の高さで利用するので、整地して盛土を200cmから300cmするというので、外周塀コンクリートブロックで高くして、周辺の土砂の流出を防ぐということです。近隣農地への被害防除策としては、周辺の農地は父の耕作している土地だけであり、影響が少なくなるようしていきますということでした。

現地調査の結果、問題なく、許可相当と判断します。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番お願いたします。

○16番（島村秀敏君） 16番、島村です。12番の案件につきまして御説明いたします。

所在地がですね、県道501号線に葬儀屋がございますけども、その敷地の隣接してる部分でございます。面積につきましては、1,063㎡、いろんな諸般の事情、あるいは施設の老朽化ということで、備蓄施設の設置ということでございます。

雨水の処理につきましては、敷地内に油水分離槽の設置をされるということで、併せて、汚水の処理をその貯水槽に集積いたしまして、油を除去して隣接の水路に

流すという計画のようです。

また、その周辺部におきましてフェンスを張り巡らすということで、敷地内への車両等の進入を予防するということになっております。なかなか既存の施設が年式がかなり古くなって、いろんな諸般の事情もございます。そういった意味で、急遽備蓄施設の新設が必要ということで申請があがっております。

御審議方よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番お願いします。

○17番（永田眞一君） 農業委員17番、永田です。13番の案件について説明します。

申請地は、天水町の特別養護老人ホームの南側の入り口近くにあります。申請人は借家住まいであるが、将来の生活設計を充実させたく、実家の近くに個人住宅を新築するものです。給排水計画、給水はボーリングによる地下水を利用する。生活排水、汚水は集落排水に接続する。雨水は配管し、西側の水路に放流する。被害防除計画、造成の予定はないが、隣接地に土砂など流出しないように留意する。近隣の農地に影響はありません。

現地調査の結果、許可相当と思います。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番お願いいたします。

○推18番（坂本 修君） 推進委員18番の坂本です。14番の案件について説明します。

譲受人は川を挟んだ北側に事務所を構えております。事務所に駐車場が不足しています。駐車スペースを予定しています。整地してバラスを入れるだけということです。西に昔からの水路があり、北にもあります。駐車場ですので、給水、生活排水はありません。雨水は自然浸透で、オーバーフローの場合は、さっき申し上げました西と北に水路がありますので、そっちのほうに流します。

現地調査の結果、許可相当と思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

1番から14番まで委員の説明が終わりました。皆さん、何か御意見、御質問などはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○推19番（平野秀正君） 推進委員番号19番、平野です。

説明の中でですね、今後何か問題があった場合には、そこの会社なり個人さんが責任を持って解決しますということだったんですけども、そのことを農業委員並びに農業委員会の人たちが一緒に立ち合って話は聞いてますけども、その結果をです

ね、責任を持ってするというのを、この備考の欄に一筆書くわけにはいかんとですかね。本人さんがそう言っている以上は、責任を持って対処しますということはこの中に書いてあれば何の問題もないけど、あとでトラブルが発生することが全くないということはないと思うんです。どこかで必ず1カ所ぐらいは、100件、200件しているうちは出てくる可能性がありますけども、その本人が責任を持ってしますという言葉が本人が言うたならば、ここに書くわけにはいかないかなあと思ってですね。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。

今の指摘がありました問題のその議案上に明記ということについてですが、通常そのためには申請時の申請書そのものがあるわけでありますので、そこにいろんな特記事項であるとか、そちらに記録をするようにしてですね、例えば、現地調査ありますよね、それらも農業委員もそこで立ち合ったと。そういう疑念がでてきたと。そしたらその場でもまだそういう意見を申請書そのものに明記を記録で残しとくとそれは保存されるものでありますので、申請書自体はですね。もし文字で記録するなら議案ではなく、そちらの申請書のほうにと考えてはおります。

○推19番（平野秀正君） 今の段階でですね、それがなされてないんだらばですね、そこで書類の上にも書いてもらっとかないと、この数年後だって何か問題があったときに、お前が農業委員しよったときにしとって、お前たちが許可出したじゃないかと。トラブルがあったけど隣が全く何も対処してくれんと、そういう事態がでた場合困るからですね。申請してる方が、何かあったときは責任を持ってしますということをはっきり言われるんだらば、その申請書か何かに書いてもらったら、何のトラブルもあとじゃないと思うんですよ。そのほうが確実じゃないでしょうか。

○事務局長（小山 博君） ただいまの件は、申請書、事業計画書等にですね、記載、明文化していくことは可能でありますので、そのようにしていきたいと考えます。

○推18番（坂本 修君） 推進委員18番の坂本です。今度の場合もそうですね、嵩上げせんでそのままバラスで埋めると、駐車場を。昔ながらの水路があつとですよ、石垣の。水路に土砂が流れ込んだら責任持って上げにゃんぞと。業者が「いや」ということはなかですよ。だけん本当言うとそぎゃんとき、ここにブロック1段ずつと積まんかいという、そういう指導はできませんか。

○事務局長（小山 博君） それはそういう現場でですね、指摘があつたらそういう指導はできます。

○推18番（坂本 修君） ああそうですか。何で言うかということですね、昔、水田の道があつたですよ。測ってみたら隣と境もめして、片一方がでこぼこになつとっ

とですよ。しっかり測ってみたら、道はバラス道で毎年入るでしょう。法面がちつとずつ追い出すとですよ。もうみんなそがんだと思います。業者が嫌と言う業者はおらんですよ、許可取れんけん。ほんなら業者がもう代替わりしとって潰れたていうて、どがんなるかと僕は思います。確かにバラス入れるだけで。そのうちバラスだけじゃなかぞと。そのバラスも大量に入れにゃあ沈んでしまうぞと。必ず横の水路ば押し出すて。絶対じゃなかばってんですね。だけんそぎゃんとき農業委員が、ここにブロックいっちょ並べとくと後々安心だろがていう指導ばですな、でくんなら非常に今、答えが出ましたのでありがたいと思います。はい、分かりました。

○議長（永田知博君） はい、どうぞ。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番の浦谷です。今日の説明の中で、万一周辺農地に被害が生じた場合は、申請者が責任を持って対応しますという形で、この書類にはちゃんと書いてあります。申請書に書いとかと、こっちに書いとったっちゃ意味なかけんですな。ちゃんと申請書にはそういう形で対処については書いてありますので。

それと現地調査に皆さん行きなはっと思いますが、そこにもし被害が起きそうだという形でみられた場合は、その場で直接その工事をする前に、ここはこうやってくださいというような、農業委員からの要望でしっかり言うもってもらって。そして、そのあと工事をどうしとるかていうとまでよければ確認してですな、そうしていけば土砂の流出等は防げると思います。

○推18番（坂本 修君） すみません、反論すつとじゃなかっですよ。その工事の何年後ですよ、はっきり言うて。なかなか工事して1年、2年じゃ押し出さんと思えます。やっぱりちよつとずつバラスば入れよつとだんだん押し出してくつて。すと俺たちも代わつとつて。だけんさっきお伺いしたごつ、ちよつとここにブロックばいっちょ並べる必要があるけん、ちよつと並ぶんならどがんかいていう提案がですな、でくんならていうこと言うたつですよ。会社のほうもずつとおんならよかばってん、代替わりしたり潰れたりして、いやあ口じゃあ「します、します」て言うばってん、なかなか何年も経つたつは僕はせんと思えます。すみません。

○議長（永田知博君） 今、浦田委員から言われたように、ちゃんと申請書の段階でそれもするし、そしてまた現地調査というのはですよ、そういうことも含めて現地を見に行くわけですから、その場で当事者もそこにおりますから、そのへんはやっぱり農業委員の立場というのはそういう権限は持つとるわけです。そこでびしつとと言うてもらっていいはずですよ。よろしくお願ひします。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

(なしの声)

○議長（永田知博君） 御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、それでは採決に移ります。

議第41号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

異議がないものと認め、議第41号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第42号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いします。

議第42号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和元年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回10ページから11ページの総括表、12ページから13ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回は所有権移転が1件1,484㎡、利用権設定が21件57,089㎡、合計22件、58,573㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。皆さん、何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、議第42号農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

-----○-----

4. 報告

○議長（永田知博君） 次に報告第26号、第27号、第28号及び29号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。14ページをお願いいたします。

報告第26号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和元年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回14ページから23ページまでの45件、合計175,017㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、24ページをお願いします。

報告第27号農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。令和元年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回9件、6,401㎡の届出を受理しております。

続きまして、27ページをお願いします。

報告第28号許可不要転用届について。下記のとおり許可不要転用届を受理したので報告します。令和元年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

有明広域行政事務組合消防本部玉名消防署統合庁舎の建設用地とする届出を受理しております。

28ページをお願いします。

報告第29号、非農地証明願いについて。下記農地は、現況山林により、農地法第2条に規定する農地ではないことを証明したので報告します。令和元年10月7日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

耕作放棄地農地、今回1件、立願寺の1筆507㎡について非農地証明の願い出があり、地元委員同道の上、現地調査の結果、農地に該当しないと判断し、非農地証明書を発行しましたので御報告いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より、第26号、第27号、第28号、第29号について説明がありました。全体的に何か皆さんより御意見、御質問などはありませんでしょうか。はい、どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 農業委員の12番、中島です。

一番最後の28ページのこの現況が山林ということで、非農地証明願いを出されてるんですけど、これは現況のときは農業委員の立ち会いとかそういうのがあるものでしょうか。

○事務局次長（西川慶一郎君） 事務局の西川です。

今回のですね、非農地証明願いの現地調査につきましてはですね、8月27日火曜日にですね、一応地元ですね、水本推進委員、それと事務局のほうですね、現地を確認しておるところでございます。現場はですね、国道208号線の玉名バ

イパスの蛇ヶ谷公園の大体南側付近になります。自然的荒廃で20年以上経過していると思われ、雑木等の内容からみて山林であると一応判断をしています。以上です。

○12番（中島浩輔君） はい、分かりました。それでだんだん管理する人たちは、特に過疎化してるところは、そういうところが各地区によっていろんな様々な竹が出てきたり、カヅラが来たりとか雑木が植わったりとかしますし、雨が多すぎて何も作られん状態で遊休地になってるとか、いろんな条件があると思います。作りやすいところは誰でも作れるけど、作られないのを無理して管理というのもだんだん増えてる流れに年々なってるような形ですので、このへんの対策とか、この玉名市農業委員会で、何かそこを話し合えるような場、どういう状況でこの山林化していく形を、どのところで線引きするぐらいとか、その辺のところをちょっとお互いの意識の確認とか、そういうのもちょっと必要じゃないかなと思って提案しています。

○事務局次長（西川慶一郎君） はい、事務局の西川です。

まずですね、非農地の判断というのは、どういったものがありますかというのですね、農地法の運用通知でですね、大体20年以上ですね、経過しているとかですね、あとは山林、要は森林状態ですかね、その土地が森林の要素を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合というのがございます。要は、農業用機械でですね、対応できないようなところをですね、山林化して、そのあたりを非農地判断をするわけでございます。

玉名市内につきましてもですね、今、高齢化でですね、かなり荒廃農地が結構増えております。皆さん方も8月ですね、農地パトロールのほうで荒廃農地、A分類であったりB分類ですね、再生不可能な農地をですね、調査していただきまして、今ちょっと私のほうで整理をしているところでございます。例えばこれからですね、各地区、校区ごとにですね、大体どれくらいの荒廃農地があるかですね、そのあたりもデータ等をちょっと取りまして、各校区の農業委員とですね、いろんな課題、問題解決についてですね、お話しする場をですね、設けていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○議長（永田知博君） 中島さん、よろしいですか。

○12番（中島浩輔君） はい、よく分かりました。

○2番（鶴田克士君） 農業委員の2番の鶴田です。

今、現地調査に行くと、申請人の方は皆さんおいでになりよっですか。ほとんど司法書士さんだけがおいでになりよるごたるけんですね、先ほどからちょっと文言あってますように、「ああしてください、こうしてください」で条件を言っても、本当に司法書士さんが申請人の方に言いよんなとかなあと思うて。それが申請人

の来とんならぼんぼん言うと、「はい、分かりました」というとある程度は聞けるかなあとと思うんですけど、司法書士さんに言うたっちゃ、嫌なことは言いなはらんとやなかるかて、そげん気がしとっとですけど、皆さんなどぎゃん思いなっですかね。良ければ申請人の方が来てもらおうと、さっき言ったようにあとのこつば、常時はないんですけどお願いがきくとじゃなかるかと思うです。

皆さんの意見をちょっと聞かせてください。以上です。

○議長（永田知博君） 今の鶴田委員の話に何か皆さんより良いアドバイスとか、状況を教えていただけませんか。

○推18番（坂本 修君） それは、例えば、このあいだ10月3日だった、天水でやりましたよね。この農業委員、推進委員そのときの連絡が来るわけですね、文書で。例えば、今おっしゃったごつ申請人には行きよっとですか。例えば、司法書士にしか行かんとか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。

これは途中に間に入っておられる家屋調査士であるとか、今言われる司法書士さんと、あと事業者さん等に行きますね。本人さんにはその事業者さん等が間に入られる人もおるから、その情報が行きよるかどうか、ちょっとそういう、はい。

○推18番（坂本 修君） 要望や連絡がですね、事務局から行きよるならですね、来てもらおうとが本当です。だけんうちあたりは、本人がたまに来んときのあっじやなかですか。そすと業者にいろんな要望は出しても、業者が嫌て言うことはなかです。「100%やります」て、「責任持ってやるか」て、「やります」。だって業者が「3年後は分かんんですよ」なんて言うことはなか。「来年のことは分かんんですよ」なんて言うことはなかですもんね。

○2番（鶴田克士君） 現地調査のとき業者も来なはっですけど、ほとんど司法書士さんだけなんですもんね、来なはっが。司法書士さんも嫌なことは言いなはらんとじゃなかるかなんて思うんですよ。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。

今こういった形で連絡をしているかということをもまず説明させていただきますけれども、申請の多くが先ほどありました行政書士の資格を持つ方に申請者が委任をされてらっしゃいますので、そういう現地の対応も含めたところで委任をされていると思いますので、行政書士が現地調査に対応されるところが多いです。

我々の現地調査の連絡なんですけれども、行政書士からあがってるところについては、行政書士にももちろん連絡をします。中には所有者の方、転用者が申請を作る場合もございますので、そういった場合はもちろん申請者の方に連絡をいたします。

今いろいろ御意見が出ておりまして、間接的に伝えたとしても、なかなか実効性

があるもの、伝わらないというか、という御意見ですので、義務づけるとなるとかなりちょっとハードルが高いのかなあとと思いますので、行政書士からの申請については、できるならばその転用者も一緒に来ていただく、時間が、調整がつかならばということは可能かなと思います。以上です。

○7番（下川 安君） 7番の下川です。

現地調査に行ってますね、要するに場所がどこからどこまでか分からないで、ポールも立ててないとか、そういうところが見受けられるので、よかったらその辺は徹底してもらおう。農業委員が見に行つて、どっからどこまでが転用なのか分からんというのちょっとあれなんで、それはポールでいいからしっかり立てとってほしいというふうには思います。よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局長（小山 博君） はい、ただいまの指摘、今後、現地調査のとき分かるように、せめてですね、範囲が分かるようなことを調査前につないでおきたいと思ひます。御指摘ありがとうございます。

○議長（永田知博君） それと地権者、当事者にもやっぱり現地調査の場合は立ち合ってもらうように、それはやっぱりぜひしてほしいですね。はい、どうぞ。

○推16番（井上道明君） 推進委員の16番、井上です。形状変更届ですけど、これは盛土ば3mとか全部、こらどがんとした状態ですか。どがんとこば3m。

○事務局長（小山 博君） はい、事務局、小山です。

ここに出ておるとおりとしかちょっと言われんとですけど。

○推16番（井上道明君） 宅地ばちょこつと掘るばかつてブロックばつがんとか、こがんと3m埋めて周りに影響のなかならなんなかばってんが。

○議長（永田知博君） 宅地なんかを盛土する場合は、そらやっぱりちゃんとしてもらわんと、隣の農地にそら流れ込むじゃなかですか。

○推16番（井上道明君） 野菜畑のあるそうです。隣に影響のなかなら3mでんどがしこでんよかばってん、どがんとこば埋めらすとだろか。

○3番（赤松繁之君） 全部周りの許可をもらわなんですもんね。全部周りから印鑑ばもらわんとしゃが形状変更できんけんですね。だけん周りが認めるならよろしいんじゃなかですかね。

○推18番（坂本 修君） 形状変更は、全部印鑑をもらわなんだったですかね。もらわなんだったですかね、隣近所は全部。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉です。今、お話があつたとおりでございまして、形状変更届の場合はですね、隣接する農地の所有者の方に全部印鑑をいただいたうえで、地区担当の農業委員にも印鑑をいただいたうえで届出をしていただいとるころでございまして。

今回の3mの申請がですね、私もちょっと現地はまだ行ったことないんですけども、聞いた話によると、申請地がこれ全部一団の農地になっております。申請地は北側が市道が通っておりまして、市道から3mぐらい下がったところに農地がある、今あるような状況みたいなんですね。西側、南側に水路があるんで、そこはですね、水路に土砂が落ちないように、水路から境界1mちょっと引いてですね、そこから法面をくっつけてしていただくような、周辺に迷惑のかからないような造成の計画を立てていただいてですね、届出をしていただいているところです。

○推18番（坂本 修君） 形状変更は必ずその周りは印鑑が要るわけですね。

○参事（松倉 司君） 要ります。

○推19番（平野秀正君） 田んぼの場合のここは、結局1m上げる場合には隣の許可は要らないで話だったんですけど、この形状変更の場合には、周りの印鑑をもらわなきゃいかんけど、宅地にするためには隣の印鑑をもらわんでいいってどういった違いがあるんですか。

○参事（松倉 司君） 農地転用の際ですね、許可申請に伴う隣接地の同意というのが今、義務づけられてない、農地転用の中ですね。転用する場合、宅地にする場合ですね。形状変更届の場合はですね、今、玉名市の運用としてはですね、既存の畦よりも越えるぐらい盛土をする場合は、形状変更届を出していただいて、その際には隣接する農地の所有者からの印鑑をいただいているところでございます。

○18番（堀田昌子君） 何か田の場合は、土嚢を入れた場合は、ほかのところの田の高さが変わってくるじゃないですか。だから何か隣近所の人たちは、泥を入れたからうちのほうが下がっていったと言われます。高さが多分変わってくると思うんですよ、水でちゃぼちゃぼしてるからですね。そこに泥を入れた場合、すごく盛土をしなされたときは、文句がすごく出て、やっぱり言いなはった人がおんなはったですね。許可が要るならですね、組合が田にはあってからですね、あそこは一年中もう上げなはってというのが、何かすごい問題になったときがあったんですが。今は許可がなくても出来るんですか。

○参事（松倉 司君） 事務局の松倉ですけども、宅地に転用する場合は農地法の許可が必要です。形状変更届の場合はですね、これが根拠というのが農地法ではなく運用の中の世界ですね、許可でなく届出という形になります。ですので、今回の農業委員会の総会でも議案としてあがってるわけではなく、報告してあがってる。あくまでもこういう届出があったので報告しますということで、許可判断をするべきものではありません。

今、堀田委員から話があったとおり、天水の件は私もちょっと聞いたことあるんですけども、地盤が弱いということで造成をかなりすると、隣のところが沈んじゃ

うという苦情も前に行ったところあるんですけども、だからといってだめというところまでの規制まではないんですけども、あくまでも届けなれだめという。そういう意味も含めて地区の農業委員からのですね、そういう印鑑をいただくということで、そこで調整がつかなら一番いいんですけど。

○議長（永田知博君） それでは、いろいろと貴重な御意見、御質問いただきまして、勉強させていただきました。

以上をもちまして、本日本日予定しておりました議案審議と報告を終わりたいと思います。

-----○-----

5. その他

○議長（永田知博君） その他に移りますけれども、事務局のほうからその他、お願いします。

○主事（村上寛子君） こんにちは。事務局、村上です。総会お疲れさまでした。

先月からですね、ご案内してました農業委員会新任委員研修会なんですけれども、10月28日に熊本市食品交流会館で開催されるものなんですけど、一応平成30年の8月に新たに就任された委員に、総会開催通知と一緒に文書をお送りしてます。一応その中にですね、出欠確認票の提出をお願いしてたと思いますけれども、一応本日中に出席、欠席の提出をお願いします。一応このお知らせのほうにも書いていたんですけども、2期目以降の方で参加希望の人はですね、明日までに事務局に連絡をお願いします。

もう一点、新任委員研修会について御案内なんですけども、集合を玉名市役所玄関前駐車場ということで予定していたんですけども、ちょっと玄関前駐車場が車を止められないということだったので、玉名市の博物館ですね、保健センターのほうに入ってその奥に博物館の駐車場がありますので、一応玄関前駐車場ではなくて、博物館のほうに9時15分集合をお願いします。以上です。

-----○-----

6. 閉 会

○議長（永田知博君） はい、それではどうもお疲れさまでした。

これをもちまして閉会したいと思います。どうもありがとうございました。

-----○-----

閉 会 午後3時45分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和元年10月7日

玉名市農業委員会会長 永田 知博

農 業 委 員 高田 優子

農 業 委 員 吉田 孝壽